農業経営改善促進資金(スーパーS資金)の概要

【農業経営の改善に必要な短期運転資金の借入れ】

認定農業者に対して、計画に即して規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な低利運転資金を、農協系統等の民間金融機関を活用し、借りやすく返しやすい方式で融通します。

1. 借入対象者

認定農業者(※)

※ 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村 長の認定を受けた者をいいます。

2. 借入条件

- (1) 資金の使途
 - ・計画の達成に必要な運転資金一般(既往負債の借換えは含まない。) (短期運転資金の例)
 - ・種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
 - ・肉用素畜、中小家畜等の購入費
 - ・営農用施設・機械の修繕費
 - ・地代(賃借料)、営農用施設・機械のリース・レンタル料
 - ·市場開拓費、販売促進費 等

(2)借入条件等

- ①借入方式等
 - (ア) 極度借入方式 (当座貸越又は手形貸付により極度額の範囲内で随時借入、随時返済) 又は証書貸付
 - (イ) 利用期間は、原則として計画期間
 - (ウ) 極度額等については、原則として毎年見直し
- ②極度額等の上限

認定農業者:個人500万円、法人2千万円

(畜産・施設園芸については、それぞれ4倍)

③借入金利

変動金利制: (最新の金利については取扱融資機関にお問い合わせ下さい。) (当座貸越方式をとる場合は、0.5%の範囲内で上乗せとなります。)

3. 取扱融資機関

農協、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

(最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに 照会して下さい。)

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど